確認OK? 最低賃金



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

広島県 最低賃金

令和8年
10月11日から
時間額

1,141円

前年比 56UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
広島労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）

広島地方最低賃金審議会
第 574 回　本審議会　議事要旨

開催日時	令和８年９月２日(水)　11 時 00 分～12 時 30 分		
開催場所	広島合同庁舎１号館５階１号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席　４人	定数　５　人
	労働者を代表する委員	出席　４人	定数　５　人
	使用者を代表する委員	出席　５人	定数　５　人
主要議題	１　令和８年度広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて ２　令和８年度広島県特定最低賃金の改正決定等の必要性について ３　その他		

議　　事　　要　　旨

１　令和８年度広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて

事務局から６件の異議申出書の提出がなされたことを説明し、広島労働局長から広島地方最低賃金審議会会長に、「異議申出について意見を求める」旨の諮問文が手交された。

その後、事務局が異議申出書の要旨を読み上げた後、異議申出の内容について、公労使委員が個別に協議した。

その結果、全会一致で「令和８年８月 17 日付け答申どおり決定することが適当である」との結論となり、広島地方最低賃金審議会会長から広島労働局長に、その旨の答申文が手交された。

２　令和８年度広島県特定最低賃金の改正決定等の必要性について

労働協約ケース６業種の必要性の審議方式について、労側は「昨年度同様、本審で必要性の有無を確認し、専門部会で金額審議を行うことを基本と考える。」旨の意見であり、使側は「業種によっては、専門部会で必要性を審議することを提案したい。専門部会に付託すること自体が必要性ありを意味するものではない。」旨の意見であった。

公正競争ケース３業種について、使側は「運営小委員会での議論もあるので、運営小委員会に委ねるのがよいと考えている。」旨の意見であり、労側は「運営小委員会の座長報告は重く受け止める必要があると考えている。」、「他県では全業種同じ審議方式で審議している。業種によって異なる審議方式をするのであれば、その理由を明確にしておく必要があると思う。」旨の意見であった。

会長から「労働協約ケースと公正競争ケースを分けて議論していく方向で整理し、具体的な方法は、この後に開催する運営小委員会で議論したい。」旨の説明がなされ、異議はでなかった。

３　その他

次回第 575 回本審は、日程調整をしたうえで開催することとなった。

広島地方最低賃金審議会
第５回運営小委員会　議事要旨

開催日時	令和８年９月２日(水)　12 時 40 分～13 時 10 分		
開催場所	広島合同庁舎１号館５階１号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席　３人 出席　２人 出席　２人	定数　３　人 定数　２　人 定数　２　人
主要議題	令和８年度の審議の進め方について		

議　　事　　要　　旨

令和８年度の審議の進め方について

１　労働協約ケースの必要性審議の進め方について

使側は「本審での審議を基本とするが、業種ごとの事情、これまでの審議経過を踏まえ、専門部会での審議が適当と判断される業種は専門部会での審議も考えられる。本日は審議の進め方について議論を行うと聞いており、使側としてどの業種を専門部会で審議するかについての協議はしていない。」旨の意見であり、労側は「本審のみの審議が希望であるが、専門部会での審議を否定はできない。金属製品製造業、はん用機械器具製造業は、努力により公正競争ケースから労働協約ケースへ移行した経緯も踏まえた審議を求める。」旨の意見であった。

協議した結果、労働協約ケースの必要性については、次回本審で、業種ごとに、専門部会、本審で審議するかを決定することとなった。

２　公正競争ケースの必要性審議の進め方について

労側は「労働協約ケースの一部を専門部会で審議するのであれば、公正競争ケースも専門部会で審議すべきである。本審で審議する場合でも、業種ごとのオブザーバーの意見を聴いて審議するべきである。」旨の意見であり、使側は「労働協約ケースと公正競争ケースは背景や条件が異なる。公正競争ケースは、本審での審議が適当である。本来、疎明資料を基に判断すべきであり、新設のオブザーバー参加は必要ではない。」旨の意見であった。

協議した結果、公正競争ケースは本審で審議し、船舶製造業、自動車小売業は次回本審でオブザーバーから意見を聴取することとし、新設は疎明資料を基に審議することとなった。

３　次回本審の日程については、事務局から「オブザーバーの参加も含め日程調整させていただく。」旨を説明した。